

改正概要説明書

国名： アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) | 法令名： ハラレ議定書

改正情報： 2018 年版

改正概要：

1. 付与された特許又は登録された実用新案及び意匠の効力

本議定書の効力によって付与される特許又は登録される実用新案及び意匠は、各締約国個々に付与される国内特許、登録される国内実用新案及び国内意匠と同等の効力を有し及び同一条件の適用を受ける、との規定が新設された(第1条(3))。

2. 1又は2以上の締約国の指定

1又は2以上の締約国に対して、特許の付与、実用新案若しくは意匠の登録を申請することができる、とする規定の新設(第1条の2)。

3. 出願における要件

出願に用いる言語に制限は無いが、出願日から2月以内に英訳の提出をしなければならない、とする規定の新設(第2条(6))。

4. 優先権主張

- ・ 最初の出願先が(1)パリ条約の同盟国 又は(2)世界貿易機関の加盟国である出願をARIPOを通じて出願する場合、最初の出願日から12月(特許、実用新案)又は6月(意匠)の優先権を享受できる規定の新設(第2条(7))
- ・ 締約国における国内出願に対する優先権主張の規定及び複合優先権に関する規定の新設(第2条(8)(a)～(c))

5. ARIPO 出願の要件、クレームの内容及び要約書の使用目的

ARIPO 出願における要件(第2条の2(1))、クレームの内容(第2条の2(2))及び要約書の使用目的(第2条の2(3))に関する規定の新設。

6. 生体物質に関する特許出願における規定の変更

特許発明の対象として「微生物に関連する発明」を「生体物質に関連する発明」に変更し、特許出願に添付すべき資料として「配列表」が追加された(第3条(1)(a)(ii), (1)(b))。

7. 特許に関する規定の追加, 新設(第3条)

- ・ 特許付与決定通知方法の変更(通知に調査及び審査報告書の書面添付)((6)(b))。
- ・ 先行技術の対象として「口頭の開示」が追加された((10)(c))。
- ・ 「公の又は公式に承認された博覧会」の定義の追加((10)(d))。
- ・ 発明の技術の熟練者にとって自明でない場合、発明の進歩性ありとする規定の追加((10)(e))。
- ・ 農業に係る産業において製造又は使用する発明は、「産業上の利用可能性」があるとす

る規定の追加((10)(f))。

・出願人は少なくとも1回の自発補正の許可を得ることができるとする規定の追加((10)(g))。

・特許発明とはみなされない事項(発見, 科学理論, 数学の方法, 審美的創作物, 精神的活動等)を定めた規定の新設((10)(h)~(i))。

・特許が付与されない事項(公序良俗違反, 植物又は動物の種類名, 手術及び治療及び診断方法等)の規定の新設((10)(j))。

・特許出願の譲渡方法に関する(書面及び当事者の署名を必要とする)規定の新設((13))。

・2以上同一発明の特許の取扱いに関する規定(最先の出願日を有する出願に権利付与)の新設((14)(a))。

・ARIPO特許の指定締約国における権利取扱いに関する規定の新設((14)(b)~(d))。

・ARIPO分割出願の取扱いに関する規定の新設((15))。

・ARIPO特許の保護範囲に関する規定(クレームにより決定される)の新設((16))。

・実施細則に定める事項を示す規定の新設((17))

8. 権利の回復に関する規定の新設

事務局への応答期間の不遵守により出願が拒絶若しくは取り下げられ, 又は権利を喪失した場合に, 当該権利の回復を請求できる規定を新設した(第5条の2)。

9. 権利付与後の明細書, クレーム等の訂正に関する規定の新設

ARIPO特許及び実用新案における, 明細書, クレーム等の訂正手続きに関する規定を新設した(第5条の3)。

10. 本議定書の修正に関する規定の追加

本議定書の修正については, 締約国の要請によりARIPO管理委員会の開催中に事務局長によって修正することができ, 締約国の3分の2の賛成で採択することができるとする規定が新設された(第6条(3)(c)~(d))。

改正内容:

・第1条

権利付与された特許, 登録された実用新案並びに意匠について, 各締約国における対応に関する規定を追加した。

・第1条の2

締約国への出願申請に関する規定が新設された。

・第2条

出願から2月以内に英語の翻訳を提出する規定(6)及び優先権の取得に関する規定((7), (8))が追加された。

・第2条の2

ARIPO 出願における要件((発明の単一性, 発明の開示内容・(1)), クレームの内容(保護対象の明確化・(2))及び要約書の使用目的(技術的情報源・(3))に関する規定が新設された。

・第3条

・特許出願に添付すべき資料として「配列表」が追加された((1)(a)(ii))。また, 特許発明の対象として「微生物に関連する発明」から「生体物質に関連する発明」に変更された((b))。

・事務局が特許付与の決定を出願人及び指定国に通告する場合, 調査及び審査報告書を書面にて添付しなければならない規定を追加した((6)(b))。

・先行技術の対象として「口頭の開示」が追加された((10)(c))。

・「公の又は公式に承認された博覧会」の定義の追加((10)(d))。

・発明の進歩性の有無に係る判定基準の追加((10)(e))。

・農業に係る発明の「産業上の利用可能性」の有無を判定する基準の追加((10)(f))。

・出願人の自発補正の許可に関する規定の追加((10)(g))。

・特許発明とはみなされない事項に関する規定の新設((10)(h)～(i))。

・特許が付与されない事項に関する規定の新設((10)(j))。

・特許出願の譲渡に関する規定の新設((13))。

・2以上同一発明の特許取り扱いに関する規定の新設((14)(a))。

・ARIPO 特許の指定締約国における権利取扱いに関する規定の新設((14)(b)～(d))。

・ARIPO 分割出願の取扱いに関する規定の新設((15))。

・ARIPO 特許の保護範囲に関する規定の新設((16))。

・実施細則の規定内容を示す規定の新設((17))

・第5条の2

ARIPO 特許, 実用新案及び意匠の権利回復に関する規定が新設された。

・第5条の3

権利付与後の明細書, クレーム等の訂正に関する規定が新設された。

・第6条

本議定書の修正に関する規定が追加された((3)(c)～(d))